

ローン利用販売業者からローン利用者に対する求償権行使が信義則に違背すると判断された事例

## ローン利用販売業者からローン利用者に対する 求償権行使が信義則に違背すると判断された事例

名古屋地裁昭和五八年四月二〇日判決（判時一〇八三号一一七頁）

木村 慎

### △本判決の意義▽

消費者信用取引とは、金銭の貸付である「消費者金融」、代金の後払いを認める「消費者信用販売」等、一般に金融機関・販売業者等事業者が、最終消費者にその消費生活用の財物・役務の購入資金を貸付けるか、または購入代金の後払いを認める取引をさす。

ところで、今日では、消費者信用取引の中でも、「ローン提携販売」や「割賦購入あっせん」、「個品割賦購入あっせん」、「クレジット・カード」にみられるような、与信業務を売主以

外の第三者（銀行・信販会社・クレジット会社等）が代行する取引形態（第三者与信型消費者信用取引と称する<sup>(1)</sup>）が隆盛を極めつつある。その理由として、一般的に以下の点があげられている。すなわち、①大量生産＝大量販売に支えられた今日の市場経済は、消費者の潜在的欲望を顯在化させることを要求するのであるが、このような取引形態は、消費者に対し、耐久消費財等の高価な商品でも容易に購入しうる手段を提供するものであること、②多くの消費者が将来の収入をあてこんで、現在の生活を楽しむという生活様式をとり入れるようになつたこ

と、③我が国の資本主義経済が成熟期に到達した結果、生産資金需要の減少が生じ、金融機関は、新たな貸付市場を開拓する必要に迫られたこと、④コンピュータ技術の飛躍的向上の結果、低コストで信用情報を大量に蓄積しました検索することが可能となつたこと、である。<sup>(2)</sup>

このような第三者与信型消費者信用取引の隆盛にともない、消費者の苦情、取引上の争いも増加してきている。その主要なものは、「抗弁の切斷」に関するものである、といわれてゐる。<sup>(3)</sup> 多数の買主に信用を供与しうる程の自己資金を持たない売主が、代金の延払の条件で商品・役務を販売する場合、そのような売主にとって最大の関心事は、いかにしてその資金を調達するかということ、また代金をいかにして円滑に回収するかということである。この目的を達成する手段として、買主に対する債権を金融機関に買いとつもらつたり、またそれを担保として金融機関から融資を受ける方法があるが、ここでは、消費者手形を消費者に振出させ、売主が金融機関でその割引を受けるという方法や割賦販売契約の中で賦払債権の譲渡につき異議をとどめず承諾する旨を定めておく方法により「人的抗弁」を切斷することが行われるのである。ところで、ここで第三

記の方法の代替手段として利用されてきたものと、されてい  
 る。<sup>(4)</sup> けだし、ここでは、法形式的には、一般に、金融機関の消費者に対する直接的な信用供与であり、従つて、金融機関の貸付が売買契約と全く無関係に行われる場合には、買主が売買契約に基づいて売主に対して有する抗弁を、金融機関に対抗しし  
 るはずはないのであり、この点を金融機関は売主と密接な関係を持ちながらも主張するからである。従つて、消費者への信用供与が、その用途が供給契約のためにのみ限定されることから、実質上供給者のためのものである、と考えられる消費者信  
 用取引形態の下で、不當に消費者を害することになるいわゆる「抗弁の切斷」に対しては、従来より、いわゆる「抗弁の接続」——消費者である買主が、売買契約上売主に対して主張  
 しうる抗弁ないしは請求権を有している場合、これをもつて与信者に対抗ないしは主張しうる。——の方向で法的対応がなされてきた。すなわち、学説および下級審裁判所の判決は、抗弁切断条項の無効性、抗弁を承認する方向で、ほぼ定着をみてきており、また、消費者団体等の関係団体からの強い要望もあり、周知の通り、昭和五九年において割賦販売法の改正を行つた。しかし、同法の改正は、「抗弁の接続」の問題では、総合

- 個品割賦購入あっせんに限定して、これを認めるにすぎず、<sup>(5)</sup>

## ローン利用販売業者からローン利用者に対する求償権行使が信義則に違背すると判断された事例

本件におけるようなローン提携販売には従来のまま放置していること等きわめて不充分なものとなっている。<sup>(7)</sup> ローン提携販売においては、この問題は、今なお、学説・判例に委ねられたものとなっているのである。

本件は、このような第三者与信型消費者信用取引に含まれ、割賦販売法の適用を受けるローン提携販売の一種に関するものであり、具体的には、与信実行後に、売主が倒産し、消費者である買主が商品の引渡しを受けていないのに、借用金の返済を請求された、というケースである。右記の通り、ローン提携販売における「抗弁の接続」問題は、割賦販売法の昭和五九年改正においても放置され、今後も「解釈問題」として学説・判例に委ねられているところであるが、この問題との係わりでいえば、本件は、残念ながら、売買契約上売主に債務不履行が生じた際ににおける消費者たる買主のローン利用契約上の権利義務について正面から議論を行ったものとはなっていない。<sup>(8)</sup> とはいって、一つの「解決モデル」をこの問題に対しても提供しているものとも思われる。昭和五九年の割賦販売法の改正により、今後提携ローン形式の利用が活発になされることをも併せて考慮に入れれば、本判決を本稿にてとりあげ検討することもなにがしかの意義があるものと思われる。

### △事実▽

被告Y（買主・消費者）は、原告X（ローン利用販売業者）の代理店（Xのローン利用に関する）である訴外A（呉服商を営む）と、呉服物の売買契約を締結し、この合意に基づいて、訴外Aは訴外B（生命保険会社）からYへの金銭貸付契約とYのXに対する保証委託契約とを兼ねたいわゆる「なでしこローン」契約書の所定事項を記入した上、Y名の三文判を作つてY名義の振込のための銀行預金口座を開設した。そしてさらに、右ローン契約書の口座名義人としてY名下にYの押印をし、Xに右契約書を送つた。Xは、右契約書の記載内容につきYに電話で確認したがYは右の内容をすべて了承した。

その後、このローン契約にかかる債務の支払遅滞が際立つて多くなった（呉服物は引渡されていない）。そこでXは、その社員に対して、Yに確認せよと指示し、当該担当社員は、訴外Aの妻とともにY方に出向き、その場で、訴外Aの妻が四日以内に売買の目的物たる呉服物をYに届ける旨確約したことから、Yの娘が残高確認書、商品受領確認書、前記ローン契約書のYの住所・氏名欄の記入をYに代わってなしたうえ、訴外Aの妻の持参した前記Y名の三文判を受け取り、これでY名下にそれぞれ押印し、また訴外Aの妻から振込支払いに使うもの

としてY名の前記預金口座の通帳を受け取つた。

ところが、約束の日を過ぎても訴外AはYに商品を届けず、その後訴外Aの店が閉店となつてることが判明したため、Yは商品受領は不可能と判断し、支払を拒んだ。本件呉服物は、現在まで、届けられていない。そこでXは、Yが昭和五六六年六月七日になすべき割賦金の支払を怠つたため期限の利益を喪失したので、同年九月三〇日、借受残債務を訴外Bに対し、代位弁済を行い、よって本件訴訟にて、代位弁済金とこれに対する遅延損害金の支払いをYに求めたというものである。

これに対して、Yは、契約の成立自体は認めたものの、①本件ローン契約は詐欺による契約である、②本件ローン契約上、Yに解除権が与えられており、これに基づき解除したこと、③本件事実の下でXが権利行使を行うことは信義則に反し許されない、という点を抗弁として提出し争つている。

#### △理由▽

二 1 Xは電機製品等の割賦販売並びにローン利用販売等の業を営むものであるが、呉服販売を営む訴外Aと昭和五年七月頃ローン利用の代理店契約を結び、以来訴外AはXの代理店として継続して、呉服類の買主との間にXのローンを利用す

る契約を取り結んできた。

2 而して右のローン利用契約は、Xと提携した融資機関がXを通じて訴外Aに代金を支払つて右代金相当額を買主に貸し付けたこととし、買主は右融資機関の集金業務委託先であるXを通じて右借受金を割賦返済すべき義務を負い、右借受債務につきXに保証委託し、Xが右債務の連帶保証人となる形で行われた。そして右のローン契約においては、買主が訴外Aから購入した商品は買主に引き渡されるものの、右ローン契約上の買主の債務を担保するためXに所有権留保される旨、また前記借受債務の支払を怠るなどした場合にはXにおいて売買契約の解除もしくは所有権に基づく商品引渡請求をなし得る等の定めがあつた。

3 Yは昭和五六六年三月五日、娘の訴外幸代とともに訴外Aの呉服店に赴き、翌年一月の成人式用の同女の晴着にすると言ふことで着物・長襦袢・帯を代金八一万四〇〇円で購入し、頭金一万四〇〇円を支払つたうえ、その余の八〇万円については支払利息一〇万七二〇円は訴外A負担としてローンを組むこととし、着物の仕立上がり後割賦弁済してゆくこととした。△省略。▽

そこで訴外Aは右ローンについての合意に基づき、訴外Bか

ローン利用販売業者からローン利用者に対する求償権行使が信義則に違背すると判断された事例

らYへの金八〇万円の貸付契約とYのXに対する保証委託契約とを兼ねたなでしこローン契約書の所定事項を記入し、当初の約三ヶ月分は支払利息分として自ら支払う予定にして昭和五六四年四月から一ヶ月金三万七八〇〇円宛のローンを組む旨記載し、Y名の三文判を作つてY名義の振込みのための銀行預金口座を設けたうえ、右ローン契約書の口座名義人としてY名下にYの押印をしXに右契約書等を送った。

Xは右契約書の記載内容につきYに電話確認したが、Yは右の内容をすべて了承した。

4 その後Xは訴外AがXの代理店としてなしたローン契約にかかる債務の支払遅滞が際立つて多くなったことから、担当社員に買主に当つて債務残高確認書、商品受領確認書を作るよう指示し、昭和五六年五月九日、Y方へX社員訴外Cが訴外Aの妻とともに訪れた。

そしてその場で、訴外Aにおいて支払利息分として四ないし六月分の割賦金を支払い、同年七月七日以降Yにおいて割賦金を支払うことが確認され、訴外Aの妻が四日以内に前記着物等の購入商品は必ずYに届ける旨確約したことから、Yの娘訴外幸代において金八〇万の残高確認書、商品受領確認書、前記ローン契約書のYの住所・氏名欄の記入をYに代わつてなしたう

え、訴外Aの妻の持参したY名の三文判を受け取り、これでY名下にそれぞれ押印し、また同女から振込支払に使うものとしてY名の前記預金口座の通帳を受け取つた。

5 ところが、約束の日を過ぎても訴外AはYに商品を届けて来ず、Yは同訴外人に催促の電話をするなどしたが、連絡もつかないまま時日を経過し、同年七月分の第一回の割賦支払についてXの督促に応じ、商品受領を期待してXに送金したものの、その後訴外Aの店は閉店となつていることが判明し、同訴外人への連絡の当てもなくなつたため商品受領はすでに不可能と考え、Xに対し割賦金の支払を拒むに至つた。

6 なお、訴外Aは同年六月九日倒産して遂電し、詐欺罪で検挙され、本件の商品受領は現在までなされていない。

以上の事実が認められる。

右事実によると本件の貸付契約と保証委託契約を併せたなでしこローン契約は昭和五六年三月五日、YとX代理店である訴外Aとの間で成立し、その遅延損害金等の右ローン契約に伴う定期約定については同年五月九日の右契約書作成の際に合意を見たものと言うことができる。

三 Yは右ローン契約はXの詐欺によつて締結されたものである旨主張するが、右契約にかかる事情は二に認定のとおりで

あり、詐欺の事実を認むべき証拠は見出しえない。

また、△省略。△右ローン契約(保証委託部分第八条)には買主が見本またはカタログにより契約した場合には商品納入時に確認し見本と現物が異なっているときは直ちにXに商品交換を申し出るか契約解除をすることができるとの定めがあることが認められるところ、Yは右条項若しくはその趣旨に基づく右ローン契約の解除を主張するが、商品未受領の場合を右条項でカバーするのはその趣旨からして無理があり、右主張は認め難い。

さらに、△省略。△右ローン契約(保証委託部分第四条)には「本商品は契約手続完了後ただちに買主に引き渡されます」が、との文言があることが認められ、XはこれをもってXが商品引渡を保証したものである旨主張するが、右文言に統いて、その所有権はローン契約上の債務完済に至るまでXに留保される旨記載されていることに照らすと、Xが商品の所有権を有するが債務完済前でも買主においてすぐに占有しうるとの趣旨を超えて右条項を解釈するのは困難であるから、右主張はにわかに採用し難い。

そこでXの本件請求が信義則に反するものであるか否かについて検討する。

前記二に認定のとおり、Xはローン利用契約を業とする会社

であり、その代理店である訴外Aの信用調査をする機会が十分与えられ(△省略)、にも拘らず右の調査はほとんどなされていないことが窺われる)、同訴外人の経営状況等を把握し得る立場にあるのに対し単なる一顧客に過ぎぬYには訴外Aの信用状況を調査する方途もないこと、Yが本件のローン契約を結ぶに当っては売買代金を割賦弁済すると言うのがその率直な意思であり、同時履行の抗弁権まで放棄してしまうような契機は窺われないのでに対し、本件のローン契約上、商品の所有権はXに移転したこととなっているのに結局これをYに引き渡し得ない結果になつていてこと、さらには、右のようにXに商品の所有権が留保されたり、△省略。△Yがローンの支払を怠ったときにはXにおいて売買契約を解除し得る一方、Xは商品の瑕疵については無関係に債権行使をなし得るなどXの立場が十分に保護されていることに鑑みると条項上記載のない商品不受領の場合はXがその負担をするものと考えるのが合理的であること、前記のごとくなるほど觀念的には本件の売買契約と保証委託契約は別個独立なものとなっているものの、ローン契約の条項上両契約は極めて密接な関係を持つ形とされていること、以上の事実を勘案すると、訴外AにおいてYに本件の商品を引き渡さなかつたこの損失はXが負担するのが公平に適うものと言うべき

## ローン利用販売業者からローン利用者に対する求償権行使が信義則に違背すると判断された事例

く、右の事情の下において、求償権行使が売買契約上の抗弁には論理上左右されないことを理由にYに対し右の履行を求めることは信義則上許されないものと言うはかない。

なお、Yが商品受領確認書に署名・捺印し、また昭和五六年七月六日に割賦金を振込支払した経緯は前記二に認定のとおりであるから、右事実は右の判断に何らの消長をきたすものでもない。

四 してみれば、Yの信義則を根拠とする抗弁は理由があるから、Xの本訴請求は結局理由がないものとしてこれを棄却（省略）。

### △研究▽

本件は、今日問題となっている消費者信用取引の一形態であるところの、割賦販売法のいう「ローン提携販売」の一種（訴外A『原告Xのローン利用に関する代理店として呉服販売を業とする』と被告Y間の呉服物の売買契約に金融面で訴外B『原告Xと提携した融資機関』と原告X『ローン利用販売業者』が関与している形態）に関するものである。本件は、消費者たる面からの議論を行ったものとはなっていない。しかし本件判旨

は、本件認定事実の下では、原告Xの権利行使は信義則上許されない、としており、結果的には、消費者たる買主を保護するものとなっている。この点で、本判决は評価しうるものといえども、本件における認定事実及び本件判旨の枠組を前提とするが、本件の認定事実及び本件判旨とは異なる処理も可能であり、とも思われる。本稿では、一般的に、このローン提携販売の内容（与信者・供給者・消費者間の権利・義務）を明確にしつつ、主として、本件判旨が原告Xの権利行使を信義則上許されない、とした点について、若干の整理・検討を行うものとする。

#### 一 検討の前提

まず、検討を行う前提として確認しておかなければならない点がある。すなわち、本件売買契約が有効に存続し、従って、原告Xによる代位弁済が有効になされたか否かという問題である。

判旨によれば、被告Yは、昭和五六年三月五日、訴外Aと本件呉服物の売買契約を締結し、代金八一万四〇〇〇円のうち、頭金一万四〇〇〇円を支払った上、その余の八〇万円について

は、支払利息一〇万七二〇〇円は訴外A負担として、併せていわゆる本件「なでしこローン」を組むことに合意し、この合意に基づいて、訴外Aが、訴外BからYへの金銭貸付契約とYの原告Xに対する保証委託契約とを兼ねた「なでしこローン」契約書を作成し、また、Y名の三文判を作つてY名義の振込みのための銀行預金口座を設けた上、右ローン契約書の口座名義人としてY名下にYの押印をした、という事実が認められているのであるから、右ローン契約がその後の事実経過からして詐欺によるものであるか否かは別として、少なくとも売買契約それ自体は有効に成立し、また、認定された事実からすれば、この売買契約は、原告Xが代位弁済をした時点では少なくとも有効に存続しているものと思われる。そしてさらに、この時点までに被告Yが同時履行の抗弁などを主張していないのであるから、Yの分割弁済義務には何らの影響も生じない。従つて、Xの代位弁済は有効になされたものといつてよい。

また、本件事実に認められているように、本件は、前述の通り、訴外A（ローン利用に関する原告Xの代理店として呉服販売を業とする）と被告Y間の呉服物の売買契約に金融面で訴外B（原告Xと提携した融資機関）と原告X（ローン利用販売業者）が関与している形態である（Xは、Yとの信用保証委託契

約に基づきYの債務につき連帯保証人となっている）。Xは、連帯保証人として、代位弁済を有効になしたことにより、Yに対してその求償権行使しているのであるが、この場合Xは、自らが与信者として被告Yに代金相当額を融資し、この与信契約上の権利（賦払金請求）を使用する場合のように、与信者としての側面と、また、自らが売主としての側面とを兼ね備えたものとして位置づけられよう。けだし、原告Xは、自らが金融機関として、被告Yに代金相当額を融資したものではない、とはいへ、本件訴外Bとは提携関係にあり、Yは、そのXの用意するローン（信用保証委託契約と借入契約とが契約書式上一体となつてゐる）を利用しておらず、また、Xは訴外Bの集金業務委託先となつておらず、YはXを通してローン返済を行う形になつてゐること、また、訴外Bではなく、X自らが所有権留保を行つてゐること等からすれば、YからみてXは与信者側の者として位置づけられるとともに、また一方では売買契約と信用保証契約とは極めて密接な関係を有しており、この意味では、Xは売主側の者としても位置づけられるからである。

以上の点を前提として以下本判決の検討を行う。

### 者の権利行使

#### (1) 本件における解決

被告Yは、①本件ローン契約は、原告Xの詐欺による契約である、②本件ローン契約第四条、第八条により契約を解除する、等の抗弁を行っているが、本件判旨が理由ありとして認めたのが、Xの権利行使は信義則に反するとの抗弁であり、この点判旨は以下のように述べる。すなわち、(i)原告Xは、訴外Aの経営状況等把握しうる立場にあるのに対し、一顧客に過ぎないYは訴外Aの信用状況を調査する方途もないこと、(ii)Yが本件ローン契約を結ぶにあたり、その率直な意思是、売買代金を割賦弁済するということにあり、同時履行の抗弁権まで放棄するような契機は窺われない。しかし、商品の所有権はXに移転したこととなっているのに結局これをYに引き渡し得ない結果となっていること、(iii)Xの立場は、商品の所有権留保等にみられるように充分保護されていることからすれば、条項上記載のない商品不受領の場合は、Xがその負担をすると考えるのが合理的であること、(iv)観念的には、本件売買契約と保証委託契約は別個独立なものとなっているもののローン契約の条項上両契約は極めて密接な関係を持つ形とされていること、以上四点の事実から、訴外AにおいてYに本件商品を引き渡さなかつたことの損失はXの負担とするのが公平に適うものだ、として、

右の事情の下で、求償権行使が売買契約上の抗弁には論理上左右されないことを理由にYに対し右履行を求めるることは信義則上許されない、とする。

本件は、与信実行がなされたにもかかわらず、供給契約による売主の目的物引渡債務が履行されず、事実上履行不能の状態となっているケースである。この場合、与信者は、消費者に対して与信契約上の権利を行使しうるのかということが問題となつてゐるのであるが、この問題に対処する方法として考えられるのは、①商品の引渡しと与信契約の成立とを関連させて把握する、②消費者の債務と与信者・事業者との債務が対価的関係に立つとして把えて双務契約の特殊な効果としての同時履行の抗弁権を消費者に認める、③本件判旨のとる立場すなわち公平上の観点より、与信者の権利行使は信義則上許されない、といふことであり、①の場合についていえば、もとより、与信契約上、その成立・効力が売買契約による商品の引渡しに係らぬめられている場合を除けば、英法の如き、約因の制度をとらない我が国では認められないであろう<sup>(4)</sup>。本件判旨も、両契約は条項上密接な関係があることを認めているが、いうまでもなく、商品の引渡しを与信契約成立の要件としうる程、両契約に密接な関係を認めるものではなく、観念的には、本件売買契約と保

証委託契約とは別個のものである、として、商品の引渡しを与信契約（本件事案に即していえば、保証委託契約）の成立要件とはなし得ないとしている。そうすると、問題は、商品の引渡しの有無にかかわらず、両契約は別個に成立するとした上で、具体的に与信者の権利行使を、前述の本判決の認定する事実の下では、公平上許されえないものとするほかはない。同時履行の抗弁権を適用するにせよ、信義則違背を理由とするにせよ、本件事実の下で可能であり、本判決は、当事者の主張するところに従い、後者の立場を採用したのであって、結果的に買主・消費者を保護するものとなっており、是認しうるものといえよう。なお本判決と同様の立場に立つものとして、千葉地裁昭和五六年四月二八日判決がある。<sup>(10)</sup>

## (2) 学 説

一方、学説も、この新たな法現象であるローン提携販売の法的性質・構造の解明を精力的に試み、消費者保護につながる理論の構築につとめてきた。その代表的なものとしては以下のものがある。

- ① 与信契約上の附隨義務として、与信者による供給者の履行確保義務を認める説

これによると、本件のようなローン提携販売、個品割賦購入あっせんのように、用途が供給契約のために限定され、かつ、形式上、消費者への信用供与が、実質上は供給者のためのものである消費者信用取引形態である場合においては、本件のように供給者が約定の商品の引渡しあるいは役務を消費者に対し履行しないとき、また引渡した商品に瑕疵があつたり、故障が生じて利用できないときは、消費者は与信者に対して、賦払金の支払いを拒否、あるいは、消費者の上に生じた損害の賠償を請求しうるという効果を統一的に認めるのが妥当である、とし、そのような効果は、信義則上、与信契約に附隨する義務として位置づけられるところの与信者が消費者に対して負う供給契約者の履行確保義務に基づくものである、と解する。その理由として、(i) 本件のように、与信者と供給者との間に経済的に一体不可分の関係があること、(ii) 右記のような両者の経済的不体不分の関係を法的観点より把握する必要があるが、その際商法五一一条一項（民法の分割主義に対する特則）を活用しうる。けだし、本条の立法趣旨は、消費者契約における複数事業者間に妥当するからである。とりわけ、消費者信用においては、与信者は供給者がその事業目的を健全に行う者であることを確認し業務上の連繋を行っており、かつ、それは、消費者が供給者

## ローン利用販売業者からローン利用者に対する求債権行使が信義則に違背すると判断された事例

に対して負うはずの債務を契機として、信用を与えることにより具体化され、自己の信用市場における活性化をも図るものである。供給者とこのような有機的関連に立ち消費者に信用を供与する者は、供給契約が供給者により確實に履行されることを

消費者に対しても保証する地位に置かれていると見えらるべきであること、(ii)実務においては、与信者において供給契約上の債務を履行した例があること、(iv)外国法にも一定の要件の下に与信者の義務を認める立法例や判例法があるが、西ドイツの判例は根拠を信義則に求めていること、(V)与信者の上に信義則上の履行確保義務を認めることは、健全な消費者信用取引を育成するためにも有用であること、けだし、(i)供給者はクリングオフ期間制度による解除（解約）を封ずるため、無知な消費者に対し、与信が実行されたことをその口実とすることがあり、また、(ii)与信者は供給者に対して有する多額の債権回収手段として供給者をして消費者との間に多数の供給契約をなさぬ、与信者の消費者に対する債権が成立したのち、供給者が倒産しても与信者は消費者から与信額を取立てるということもありえないではない。このような行為は、自由競争の限界を超えて消費者に対する不法行為と目ができるものの、消費者の立場からすれば、不法行為上の要件を証明して与信者の責任

を問うことはすこぶる困難である。与信者に供給契約上の債務の履行確保義務を負わせるときは、こうした不当、不法な行為を封ずることができるからである、という、以上五点をあげている。<sup>(11)</sup>

② 売買契約と消費貸借契約の間に法律行為的結合があると解する説

これによると、売買契約と消費貸借契約とが経済的に一体として結合している現象を、法的には、一定の取引目的を実現するため、両契約が相互に各契約の中で関連づけられていると解する。すなわち、売買契約と消費貸借契約の間に法律行為的結合があると解するのである。<sup>(12)</sup>

もとより、消費者信用取引形態は、極めて今日的な現象であるが、これを伝統的な体系の下で理解するには限界のあるところである。問題は、この新たな法現象（取引形態）の法的性質・構造をどのように把握し、関与する者の権利・義務をいかなるものとして位置づけ、明確にするか、ということである。その際、民法は売買契約等を、いうまでもなく、展型的なものとして規定しているにすぎない、のであるから、このような取引形態を混合契約ないしは新種の契約としてその内容を新たに確定していくことは、積極的な意味がある。

この見解によると、このような取引形態においては、消費貸借契約における側面では、顧客の借入金に関する自由な処分権が排除され、売買代金債務の弁済のためにのみ借入金を利用するよう義務づけられ、他方、売買契約における側面では、買主に対する売主の請求権は貸付金の交付請求という形をとり、それによって貸付金の売主への交付は売買代金債務の履行となると義務づけられていると解されるのであるから、売買契約と消費貸借契約の間に発生上・履行上・存続上の結合が認められることになる。この見解では、売買契約上の障害事由が発生してもなお売買契約が有効に存在する場合には、履行上の結合關係を理由として顧客に履行拒絶権を与えることができるだけなく、売買契約が失われた場合には、発生上の結合關係を理由として消費貸借契約の効力も失わせることができる。加えて、その際の不当利得法上の清算についても、貸付金の交付については金融機関と販売業者の間に既履行の賦払金については顧客と金融機関の間に給付関係が成立することになるから、妥当な結論を導くことができる、とする。<sup>(13)</sup>

以上のように、①説は、消費者信用取引において民法上の体系すなわち消費貸借契約と売買契約との觀念的独立を認めつつ、契約上の附隨義務の今日的な拡大傾向に則り、消費貸借契約上、信義則の觀点より与信者に対して供給者の債務の履行を確保する義務を負わせることで妥当な結論を導かんとするのに對して、②説は、より積極的に、ローン提携販売の法的構造そのものを解明せんとするものであり、結論の妥当性という点では①説と同様であつても、結論を導く過程においてより積極的なものと評価しえよう。

いすれにせよ、①説②説いすれからしても本件の場合においては、被告Yは、原告Xに対し、信義則上Xの権利行使を阻止する以上に、賦払金を自ら積極的に拒否し、さらに、自らに生じた損害の賠償をも請求した事例であったと思われる。

## 二 被告Yの本件ローン契約（信用保証委託契約部分）第八条による解除の抗弁について

判旨は、「右ローン契約（保証委託部分）第八条には買主が見本またはカタログにより契約した場合には、商品納入時に確認し見本と現物が異っているときは直ちに原告Xに商品交換を申し出るか契約解除をすることができるとの定めがあることが認められるところ、被告Yは右条項若しくはその趣旨に基づく右ローン契約の解除を主張するが、商品未受領の場合を右条項でカバーするのはその趣旨からして無理があり、右主張は認め

難い。」とする。

もとより、本条項は、文言通り読めば、見本ないしはカタログ販売において履行された現物が見本ないしはカタログと異なる場合における消費者の解除権ないしは商品交換請求権について規定したものであることはいうまでもない。しかしながら、本条において認められた消費者・買主の解除権ないしは商品交換請求権は、もとより供給契約における売主の債務不履行責任の効果を、本件保証委託契約と供給契約の一体的性質（本件原告Xはローン利用販売業者であり、また保証委託契約の条項も、判旨も認めていたように供給契約と極めて密接な関係にある。）から、本件原告Xに対し、消費者である被告Yが直接行使しうる体裁となっている（この意味では原告Xは売主と同視しうる側面もある。）ところ、判旨によれば、給付された現物が見本と異なる場合にのみ解除しうることとなり、これ以上に消費者たる買主に不利益を与えることとなる商品不受領（本件では売主は行方不明となつており、商品の引渡しは事实上不可能となつていて）の場合に、解除しえないというのは均衡を失するものといわざるを得ない。従つて、商品不受領の場合をも、本条のカバーしうるところと解すべきである。いずれにせよ、右記学説も認めていたように、与信契約と供給契約の一体

的な性質等から与信者に供給者による履行の確保義務が課せられるとの認識を背景とすれば、右記の解釈もあながち強引なものではないのではないか。また本件の場合は前述の通り原告Xは売主と同視しうる側面をもあわせもつていていることからしても、このような解釈も許されるものと思われる。

#### 四 被告Yの本件ローン契約（信用保証委託契約部分）第四条によるローン契約解除の抗弁について

判旨は、「右ローン契約（保証委託部分）第四条には『本商品は契約手続完了後ただちに買主に引き渡されますが』との文言があることが認められ、YはこれをもってXが商品引渡しを保証したものである旨主張するが、右文言に統いて、その所有権はローン上の債務完済に至るまでXに留保される旨記載されていることに照らすと、Xが商品の所有権を有するが債務完済前でも買主においてすぐに占有し得るとの趣旨を超えて右条項を解釈するのは困難であるから、右主張はにわかに採用しない。」とする。成程、判旨の説示する通り、本条の文言解釈のみからすれば、Xに商品引渡しに関する保証債務まで負わすこと無理があるかもしれないが、しかし、Yは、もとより、購入物の引換と同時に代金を支払えば足りるから、Yとしては、そ

の引渡しがないにもかかわらず賦払金の請求を受けるものではないと考えて、本件ローン契約を締結するものである、とするのが合理的であるし、また、三の項でも述べたように本件原告Xは、訴外A（売主）がそのローン利用に関する特約店であることからして売主と密接な関係にあり、保証委託契約上も、また、売買契約と密接な関係をもっていることからして、売主と同視しうる側面をも有している、このようなことからすれば、Xが、訴外Aの商品引渡し義務を保証することは、それほど負担となるとは考えられないこと<sup>(14)</sup>、また、三の項にて述べているように、①説のように与信者には、ローン契約上の附隨義務として供給契約者の履行確保義務が課される、との認識を背景とすれば、具体的な手懸りとして本条に商品の引渡しに関する保証債務を規定するものとしての意味をもたすのもあながち不当なものといえないのではないか。従つて本件事実に即していくば、売主が行方不明となり、事実上商品の引渡しが不能となつていて以上、Y主張のように、本条のXの訴外Aによる商品引渡しに関する保証債務が履行不能になつたとして、本件ローン契約の解除は勿論、Yの主張するところであれば、損害賠償請求をも認められた事例である。

## 五 被告Yの、本件ローン契約は原告Xの詐欺によるものである、との抗弁について

被告Yは、その抗弁において、本件ローン契約は、原告Xが、Yにおいて購入した本件呉服物を受領し得ないことを知りながら、Yの娘に対し右呉服物が四日以内にはYに交付される旨詐言を弄し同女を誤信させ、同女をして被告Y代理人として、締結させたものであるから、ローン契約申込の意思表示を詐欺によるものとしてその取消をなした、と主張している。これに対して、判旨の述べるところは、要するに、本件ローン契約締結に関する事実、すなはち①売買契約の際になされたローン契約に関する合意に基づき、訴外Aがローン契約書を作成し、またY名義で振込みのための銀行預金口座を設けたが、この時点でローン契約が成立したこと、②Xが右契約書の記載内容につきYに電話確認し、Yは右の内容をすべて了承したこと、③（呉服物の引渡しが今だになされていないことから）Yの債務の支払遅滞が際立つて多くなつたため、債務残高確認書、商品受領確認書をとる必要を認め、Xの担当社員をして、訴外Aの妻とともに、Y方を訪づれさせたこと、④そしてその場で、訴外Aの妻が四日以内に呉服物をYに届ける旨確約したことからYの娘において残高確認書、商品受領確認書、前記口

ーン契約書の住所・氏名欄の記入をYに代わってなしたうえ、訴外Aの妻の持参したY名の三文判を受けとり、これでY名下にそれぞれ押印し、また同女からY名の前記預金口座の通帳を受け取り、この時点で遅延損害金等の右ローン契約に伴う定期約定について、合意をみたこと、以上の事実からして、詐欺にはあたらないというものである。

もとより、民法第九六条の詐欺に該当するには、詐欺者において、他人を欺罔して錯誤におとしいれる故意と、この錯誤に基づいて意思表示をさせようとすることについての故意とを必要とする。<sup>(15)</sup>本件に即していえば、以前より訴外AはXの代理店であり、従つて、訴外Aの経済的事情を知りうべき立場にあるが、ローン契約成立時に至る経過においては、詐欺の事実はなく、また、右ローン契約に伴う定期約定の合意についても、現実にX（担当社員）においてこの事情を認識しており、本件眞服物を訴外Aにおいて引き渡しえないことを知りながら、訴外Aの妻とあらかじめ打ち合せを行い同女をして四日以内に届けるとの言をさせたり、また、訴外Aの妻の言により、Yの娘が現に錯誤に陥っているのを沈黙によってさらにその程度を深め<sup>(16)</sup>、そのことによりYの娘をして錯誤による意思表示をなさしめんとした場合はともかく、このような事実を認めえない以

上、判旨の述べるところは正当である。

## 六 ま と め

本件判旨が信義則違反としてXの権利行使を許さなかつた点は、結果的に消費者を保護するものとなつておらず、是認しうるものである。また、信義則違反を理由とする抗弁以外のYの抗弁についても、ローン提携販売の法的性質に関して学説のとくところを背景とすれば、本件ローン契約条項の解釈上容認されるべきものであり、さらにもと、本件は、学説によれば、反訴の形式で本件被告Yが、原告Xに対し、与信者の附隨義務違反・債務不履行を理由として損害賠償責任すら問いただした事例であつた、といえよう。

### 註

(1) 千葉恵美子「消費者信用取引と与信者に対する抗弁及び請求権の直接行使」私法第四六号（一九八四）二四四頁はこのように総称している。

(2) 上柳＝河本編 新版企業・経営と法（現代企業法入門・有斐閣選書）二六六頁～二六七頁。

(3) 島川＝金子「立替払契約と抗弁権の切斷（上）」NBL二七一号一六頁以下。

(4) 竹内昭夫 「消費者信用と抗弁の切斷」 ジュリストNo.六六

四(一九七八・五・一五)四四頁。

(5) 竹内昭夫・前掲四四頁。

(6) 割賦販売法第三〇条の四。

(7) 長尾治助 消費者信用法の形成と課題 (商事法務研究会・昭

和五九年)一〇七頁以下が割賦販売法の昭和五九年改正について詳論している。さらに、また、島川勝「割賦販売法改正の経緯と問題点」法律時報五六巻八号二〇頁以下参照。

(8) 本件判官は、本件ローン利用販売業者の権利行使を信義則上認めないということで、結果的に購買者を保護するものとなつてゐるが、本稿では、昭和五九年改正の割賦販売法第三〇条の四の定める割賦購入あっせんにおける抗弁権対抗につき、その範囲いかんが議論となつてゐること(島川)、「割賦販売法改正の経緯と問題点」法律時報五六巻八号二四頁)、また、そのような議論は割賦購入あっせんに限定されるものではなく、ローン提携販売にも、あてはまるという認識の下に検討をすすめる。

(9) 長尾治助 「消費者信用における与信業者の義務」 立命館法学一九八二年一号八頁、九頁。

(10) 本判決は、立替払契約に関するものであるが、検討判例と同様の理由で、原告(割賦販売あっせん業者)の立替金請求を信義則違反だとしている。なお、立替払契約(個品割賦購入あっせん)については、抗弁の接続が、前述の通り割賦販売法の昭和五九年改正により認められた。

(11) 長尾治助 「消費者信用における与信業者の義務」 立命館法学一九八二年一号一五頁以下。

(12) 千葉恵美子・前掲二四九頁、二五〇頁。

(13) 千葉恵美子・前掲二五〇頁。

(14) 東京地裁昭和五七年二月五日判決(判時一〇五三号一三八頁)。事実は、原告X(顧客)は訴外A(自動車販売業者)から自動車を購入し、同時に被告Yとの間で立替払(準委任)の契約を締結し、Yは訴外Aに立替金を支払ったが、その後Xが商品の引渡しを受けないうちに、訴外Aが倒産した。そこでXが賦払金の支払いを拒み、執行認諾款付公正証書に対する請求異議の訴に及んだというものである。

判官は、保証契約の成立を、立替払(準委任)契約中の「購入商品の引渡し及び車検整備の実施は、契約成立後直ちに行われます」との条項の解釈を通して認めた。理由として、①買主たる原告Xは、本件自動車の提供を受けるのと引換に代金を支払えばよいのであるから、信販業者たる被告Yに購入代金の立替払いを依頼する場合においても、商品の引渡しがえられないのにYから立替払金の請求を受けることのないよう考慮したうえで準委任契約を結ぶのが合理的であること、②Yと訴外A(自動車販売業者)との間には特約店契約が結ばれており、右両者間には信頼関係があることが推認され、Yにとって訴外Aの商品引渡し義務を保証することはさほど負担になるとは考えられないこと、③かえって、保証することによって商品の引渡しがより確実なものになれば、準委任契約の成立もそれだけ容易になり、Yにおいて手数料の収入をあげやすくなることも考えられないわけではないこと、をあげている。立替払契約とは事案を異なる本件の場合においても、このことはあてはまるものと思われる。

(15) 本城II小脇編 民法總則(現代社会と民法I・嵯峨野書院・昭和五九年)一四〇頁。

(16) 我妻栄 民法總則(民法講義I・岩波)三〇九頁。